

医療DX情報活用加算に関する掲示

1.オンライン資格確認の導入

マイナ保険証等を利用したオンライン資格確認システムを導入しています。

2.医療情報の有効活用

お客様、皆様の同意のもと、オンライン資格確認等から取得した情報(受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報)を訪問看護の現場で安全に閲覧・活用し、より正確なアセスメントと適切な看護・指導に役立てています。

3.ご利用者様にお支払いいただく料金

上記の体制維持および計画的管理の評価として、医療保険が適用されるご利用者様を対象に、以下の料金が加算されます。

訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

※上記金額から、ご利用者様の保険負担割合(1割～3割)に応じた額が実際の自己負担となります。

(例:1割負担の方は、月に5円のご負担となります)

これに関する施設基準は以下の通りです。

(1)厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

(2)健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を行う体制を有していること。(3)(2)の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。

(4)(3)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。(個人情報の取り扱いについて)個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。

2026年6月掲載

医療情報連携加算に関する掲示

当ステーションは、訪問看護医療情報連携加算の施設基準を満たし、ICTを活用した医療情報連携体制を構築しています

1.電子カルテ情報共有サービス等による連携(医療情報連携体制)

国が推進する「電子カルテ情報共有サービス」や電子的ネットワークを活用(MCS、バイタルリンク等)し、主治医(医療機関)や他のケアマネジャー、介護サービス事業者、薬局等と、診療情報やケアの状況をリアルタイムかつ安全に共有・連携できる体制を構築しています。これにより、緊急時や状態変化の際にも、より迅速で切れ目のない在宅医療・看護を提供することが可能です。

2.ご利用者様にお支払いいただく料金(2026年6月算定開始)

上記の体制維持および計画的管理の評価として、医療保険が適用されるご利用者様を対象に、以下の料金が加算されます。

訪問看護医療情報連携加算: **1,000円** / 月

※上記金額から、ご利用者様の保険負担割合(1割~3割)に応じた額が実際の自己負担となります。

(例:1割負担の方は、月に100円のご負担となります)

3.【主な連携先機関】

保険医療機関:家原寺いけだクリニック、松山クリニック、ひらかたスイミー内科クリニック、やなぎもとホームケアクリニック、いのうえ在宅診療、みつぼしほっとクリニック、みさきクリニック等
居宅介護支援事業所:なないろらいと、ペガサスケアプランセンター等

※掲載は順不同・敬称略とさせていただきます

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 診療情報等が、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されている。
2. 診療情報等を共有できる参加者の範囲を随時設定できる。
3. 参加者が、診療情報等を常時、閲覧・取得ができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示される。
4. 連携体制への参加を希望した場合、当該体制を運営する関係者間の取り決めに基づき、連携体制を構築すること。
5. 連携体制を構築していること及び実際に診療情報等を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、ウェブサイトに掲載していること

2026年6月掲載